

事業場の皆様へ 界面活性剤の下水道への排出に関するお願い

京都市では、家庭や工場などで発生する汚水は下水道管を通り、水環境保全センターで適切に処理したうえで河川に放流しています。市内河川の水環境はもとより、下流域に位置する都市 1,100 万人の皆様の生活を支える水域の水環境の保全に努めています。

令和元年 10 月 23 日及び 11 月 1 日に下水道へ高濃度の界面活性剤が流入したことで、大量の泡が放流先の河川へ流出する事案が発生しました。このことは、新聞にも報道され、流域の市民の皆様に変な不安を与えることとなりました。



伏見水環境保全センターから流出する泡の様子

このように、高濃度の界面活性剤が下水道に流入した場合、河川に泡が流出したり、汚水の処理に悪影響を及ぼす可能性があります。そのため、高濃度の界面活性剤を使用される皆様におかれましては、以下の点について御理解と御協力をお願いします。

- ◆ 高濃度の界面活性剤をそのまま下水道へ流すと、下水道法に規定する水質基準に違反し行政処分等の対象となる場合があります。
- ◆ 高濃度の界面活性剤は、そのまま下水道へ流さず、産業廃棄物として処分するなど適正な処理を行ってください。
- ◆ 定期的に界面活性剤の保管状況の確認（容器からの漏れやタンクの破損がないかの確認）を行ってください。
- ◆ 万が一の事故に備え、界面活性剤の保管場所の周囲に防液堤を設置するなどの流出防止対策を講じてください。
- ◆ 事故等で誤って界面活性剤が下水道へ流出した場合は、量の多少にかかわらず京都市上下水道局まで御連絡ください。

<お問い合わせ先>

京都市上下水道局下水道部施設課

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町 11 番地 3

TEL : 672-7829 FAX : 682-2715

Eメール: g.suishitsushido@suido.city.kyoto.lg.jp

上下水道局HP 以外 <http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>

